

令和元年度第2回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年5月21日(火) 午前9時30分～午前10時30分
- 2 場 所 山口市役所(山口総合支所) A会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員(農業委員24名中21名:推進委員6名)
荒瀬 澄枝、上田 正士、小野 基之、海地 博志、片山 潤之、
賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、恒富 竹司、中川 恵美子、
中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、
安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、山見 智盟、
吉富 崇子

岡本 公一、徳本 優、中川 晴吉、長尾 進、國長 廣治、
中山 隆之

(2) 欠席委員(3名)
伊藤 良雄、田戸 洋志、徳田 文雄

(3) 事務局
末貞局長・吉村参事・河村主幹・福井副主幹・瀬未

(4) 会議傍聴人
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名

(2) 議案審議

(3) その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。
これより令和元年度第2回総会を開会いたします。
本日の出席委員は、24名中、出席21名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。
最初に、議事録署名委員を指名いたします。
山見 智盟 委員 及び 吉富 崇子 委員をお願いいたします。
議案審議の前に事務局より連絡事項があります。事務局よりお願いします。

事務局

議案審議に入ります前に一点ほど事務局よりお知らせいたします。4月の総会におきまして、A委員より、関係した議案である農用地利用集積計画と農用地利用配分計画につきまして、一括審議としてはどうかとの御意見をいただいたところでございますが、その後事務局で検討した結果、農用地利用集積計画につきましては農業委員会が決定を行うものでございます。一方の農用地利用配分計画につきましては農業委員会に意見聴取を行うものであって、審議内容が異なることから、性質上一括審議は難しいという判断から、これまでと同様に分けて審議を行うこととしたいと思っております。御理解をお願いいたします。
なお、今回の議案では44号と45号に分けて議案として掲載しております。以上です。

議長

事務局からの説明のように、今までどおり別々に審議するということに行いたします。
それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。
農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは議案集の1ページをお開きください。
合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保上郷です。
申請地は、仁保地域交流センターから北東へ1.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。
申請人は市内に本店を有する、農地所有適格法人です。
譲渡人の要望に応え申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。
取得後の経営規模は3,399アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北西へ1 kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

経営規模を拡大し、生産コストの削減を図るものです。

取得後の経営規模は1,867アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ2 kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応じて自宅に隣接する申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

なお、議案第4号が合わせて提出されており、取得後の経営規模は合計して73アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ1.9 kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応じて申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

なお、議案第3号が合わせて提出されており、取得後の経営規模は合計して73アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、鑄銭司です。

申請地は、JR四辻駅から南西へ1.2から1.3 kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住する無職の者です。

退職し市内に戻ってきたのを機に、自宅隣の申請地を取得し、新規就農を図るものです。

取得後の経営規模は、34アールとなりますが、山口市が定めた別段面積

30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから南へ2.4kmから2.7kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、現在利用権を設定し耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

取得後の経営規模は2,866アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から北へ580mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅に隣接する利便性の良い申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は62アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北西へ1.7kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

現在耕作中の申請地及び隣接地を取得し、農業経営の安定化を図るものです。

なお、譲受人は議案第7号において、通作が困難な農地を譲り渡すため、許可後の経営規模は42アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、江崎です。

事務局

申請地は、J R 嘉川駅から西へ 8 2 0 m に位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

隣接地を耕作しているため、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は 1 1 2 アールとなり、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 1 0 号、阿知須です。

申請地は、J R 阿知須駅から西へ 2 k m に位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、利用権設定している申請地を取得し、農業経営の安定化を図るものです。

取得後の経営規模は、2 8 9 アールとなり、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 1 1 号、阿知須です。

申請地は、J R 阿知須駅から西へ 2 . 1 から 2 . 3 k m に位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、自動車販売業を営む者です。

自らが営む会社事務所に近い申請地を譲り受け、近隣の農業者の支援を得て新規就農するものです。

取得後の経営規模は、3 5 アールとなりますが、山口市が定めた別段面積 3 0 アールに達しており、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第 3 条の許可申請に係る議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員 問題ありません。

川西地区委員 問題ありません。

議長 事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

農地法第3条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

御意見、御質問はございませんか。

【意見なし】

議長 ないようですので、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました農地法第3条に係る全議案について、一括で採決を行います。

全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る申請については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局 それでは議案集9ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図13ページをお開きください。

議案第12号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから南へ840mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

元々の道路の道幅だけでは狭いため、既存住宅及び新築住宅への進入路と

して利用するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては農用地区域除外後施行といたします。

議案第13号、小郡維新町です。

申請地は、JR新山口駅から南東へ880mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請地周辺は交通の便も良く、需要が見込めるため貸事務所を建設するものです。

議案第14号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ470mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

申請地は駅や商業施設から近く、住環境に恵まれ需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

議案第15号、徳地八坂です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から南へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、農業を営む者です。

高齢で水稻の耕作が困難となったため、植林し、しいたけの原木を生育するものです。

以上の農地法第4条にかかる全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものとさせていただきます。

事務局	御審議よろしくお願いいたします。
議長	次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
徳地地区委員	問題ありません。
議長	事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。 農地法第4条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願います。 それでは御意見、御質問をお受けいたします。はい、B委員。
B委員	非常に細かいことですが、議案第15号ですが、転用理由に「しいたけの原木を生育するもの」とありますが、こういう言葉を使うということが私には分かりません。例えば「生産する」なら分かりますが、「生育」という言葉はこういうときに使う言葉なのでしょうか。
議長	文言がちょっと違うということですね。事務局はこの辺りについてはどうお考えですか。
事務局	確かに御指摘のとおりのような気がします。適切な言葉に変えたいと思いますが、逆にどういった言葉がよろしいでしょうか。「生産」でよろしいでしょうか。
B委員	「原木を生産」でしょう。
事務局	すみません。それでは「生産」に訂正をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長

はい。「生育」を「生産」に訂正をお願いいたします。
ほかにはございませんか。

ないようですので、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第4条に係る審議について、採決を行います。農地法第4条に係る申請について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集13ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図17ページをお開きください。

議案第16号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第17号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ910mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

自己が経営している会社の従業員用の駐車場が手狭になってきたため、駐車場を整備し貸し出すものです。

議案第18号、大内問田四丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.6kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。入居者の要望により、入居者用及び来客用の駐車場の増設を行うものです。

議案第19号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ350mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、近隣の開発地の売れ行きも好調であり、需要が見込めることから宅地分譲するものです。

議案第20号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県廿日市市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第21号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県廿日市市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第22号、緑町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北へ1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、旅館業を営む法人です。

植栽を行い庭園として整備し、既存の庭園と一体化することで景観の保全、雰囲気向上に資する施設とし、宿泊客の休憩所として利用するものです。

議案第23号、平井です。

申請地は、平川地域交流センターから北東へ510mに位置する、用途地

域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、近隣の開発地の売れ行きも好調であり、需要が見込めることから宅地分譲するものです。

議案第24号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから北東へ2kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

請負工事の増加に伴い資材置場の拡大が必要となったため、現在利用している資材置場、従業員休憩所と隣接する申請地を取得し、資材置場として利用するものです。

議案第25号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ720mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、宅地化が進み需要が見込めることから、宅地分譲するものです。

議案第26号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北東へ2.1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、広島県広島市東区内に本店を有し、建設業を営む法人です。

山陽新幹線の高架橋工事に伴い必要となる資材置場として一時的に借り受けるものです。

なお、この事案につきましては農用地区域内の農地ですが、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農地法施行令第4条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。

また一時転用ですので、申請人からは令和3年3月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第27号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから南へ840mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

子供の成長に伴い手狭になったため、父親が所有する実家近くの申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては農用地区域除外後施行といたします。

議案第28号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北へ200mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第29号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北西へ150mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住しサービス業を営む者です。

申請地を取得し、父親が営む自動車販売業のための車両置場として貸し付け、また、義理の母親が居住するための住宅を建設するものです。

議案第30号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南西へ680mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請人は現在、親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭なため、実家に近い申請地を取得し自己用住宅を建設するものです。

議案第31号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

自宅への進入路が狭く、緊急車両が入れないため、申請地を借り受け進入路の拡幅を行うものです。

議案第32号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ890mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第33号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北へ640mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産賃貸業を営む法人です。

申請地は駅から近く、住環境に恵まれ、需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

議案第34号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、製造業を営む者です。

業績が好調なことから既存の作業場が手狭となり、申請地を取得し作業場を増築するものです。

議案第35号、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から北西へ410mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地です。

申請人は、兵庫県加東市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第36号、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から北西へ330mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地です。

申請人は、下松市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第37号、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から北西へ340mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地です。

申請人は、防府市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第38号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北へ860mに位置する、集团的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、販売業を営む法人です。

申請地の近くで海産物の卸売、販売を行っていますが、関係業者の出入りも多く以前から手狭であったため駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第39号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から北東へ950mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、電気工事業を営む法人です。

以前から事業所敷地内が手狭で、資材の置場がなく、申請地を取得し資材置場を整備するものです。

議案第40号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から北西へ810mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

現在父母と同居していますが子供の成長に伴い手狭となったため、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第41号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から東へ540mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

事務局

申請人は、下関市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。
申請地周辺は自動車交通の便が良く、宅地化が進み需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第42号、徳地堀です。

申請地は、徳地インターチェンジから北へ240mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地です。

申請人は、福岡県久留米市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地を取得し、太陽光発電事業に関する資材置場、メンテナンス資材置場、メンテナンス車両駐車場として利用するものです。

議案第43号、徳地船路です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北西へ3.6kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

娘夫婦が隣地へ転居し、農業を手伝うこととなり、営農作業力が増加することから、水稻及び椎茸栽培の生産を拡大するため、申請地を借り受け、椎茸ハウス等の農業関係施設を設置するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農業用施設であり、農地法施行令第4条第1項第2号イに該当し、許可の対象となるものです。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものとございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員 問題ありません。

川西地区委員 問題ありません。

徳地地区委員 問題ありません。

議長 只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

農地法第5条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

C 委員 議案第42号ですが、この地図だけでは状況が分かりませんので説明をお願いします。この道はどこから入るのでしょうか。隣が田なので、あそこは潰れているのですか。それと、この株式会社●●●●●は周りに太陽光があるのですか。どういう状況になっているのですか。

D 委員 これは上側で既に太陽光発電が設置されていて、その辺りの進入路については記入されていませんが、別段そこは問題ないと思います。

C 委員 周りに太陽光があるのですね。

D 委員 そうです。その隣接に太陽光発電が設置されております。

C 委員 ここだけが太陽光発電設備が設置されずに残っていたということですね。

D 委員 そうです。それと、これはメンテナンスのための分でございます。

議長 もう一つ言い加えますと、申請地の下側に2筆あると思いますが、こちらが先月太陽光の転用申請が出ているところになります。従って、一体的には3つの事業の関係になります。太陽光そのものは2つですが、資材置場、メンテナンスということで、この度申請が出ています。一応、全体が太陽光に関する転用ということなんです。

- C 委員 分かりました。進入路は当然にあると思いますが、どうなっているのかなということがあったので、簡単にお聞きしました。この会社が先月転用申請を出したのは分かりますが、その場所までは分からないので。
- 事務局 既に転用済みの筆につきましては、できるだけ「転用済」という表示を入れていければと思っております。
- 議長 はい、上田委員。
- E 委員 新米なので教えていただきたいのですが、議案第38号です。備考のところで農業振興地域（1種）とあって、転用理由のところで特に農業とは関係のない海産物の駐車場を理由にして第1種農地を変えようというのは、どういった条件等に起因するのですか。
- F 委員 現在は第1種農地であるということで、条件的には集落に接しており、第33条第4号に適合しているので、今回はよろしいということになりました。その下側はずっと民家になっており、今の区画も自身で所有する土地です。これからも駐車場等で利用されるようで、用途があるそうです。1種であれば非常に難しい条件が課せられますが、これについては集落に接しているという第33条第4号を適用される形となりました。
- E 委員 分かりました。
- F 委員 補足説明を申し上げますと、違う太陽光の関係の件になりますが、35号から37号、図面の35ページです。ここは全般的に優良農地が広がっている地域であります。この中で今、田植えや耕作をされる方が1軒のみであると聞いています。その方の年齢も82、3歳です。年齢的にも皆さん80歳を超える人ばかりです。溝普請とか草刈りをするには非常に難しい条件の場所になります。地区的にも面積はさほど広くないので圃場整備の対象になっていません。皆さんは要望されていますが、「圃場整備がされていれば有効利用できますが」という話があります。お年寄りばかりで維持管理が難しいことから、皆さんで太陽光の話になりました。以上です。
- 議長 ありがとうございます。
ほかにはございませんか。はい、荒瀬委員。

G 委員

議案第 24 号の平川です。位置図でいうと 24 ページです。「現在利用している資材置場、従業員休憩所と隣接する申請地」となっていますが、資材置場と従業員休憩所というのはこの地図ではどの辺りにあるのでしょうか。

事務局

事務局から説明させていただきます。申請地の地番が入っていると思います。その隣接で、地図上「●●」と名前の入っている建物が、現在従業員の休憩所として利用されているところです。申請地の北側になりますが、点線と実線の四角が合計で 4 つある少し広い土地が、現在資材置場として利用されています。その間に挟まれた今回の申請地を新たに取得されて、資材置場として使われるということです。

G 委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

議長

他にはございませんか。

質問がないようでございますので、以上で農地法第 5 条に係る議案審議を終わります。只今審議しました農地法第 5 条に係る審議について、一括で採決を行います。

全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第 5 条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、31 ページを御覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第 44 号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、
合計 79 筆 135,619.85 m²でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要

事務局

件を満たしております。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願ひします。

事務局

それでは、32ページを御覧ください。

農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第45号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計14筆、50、120㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願い
します

事務局

それでは、議案集33ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図42ページをお開きください。

議案第46号、宮野下です。

登記地目が畑の土地1筆、9.35㎡については、昭和47年に市道拡幅をした頃から隣接する宅地と一体で宅内水路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第47号、黒川です。

登記地目が田の土地1筆、2.07㎡については、昭和45年頃から隣接の宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年月日不詳で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第48号、黒川です。

登記地目が田の土地1筆、3.25㎡については、昭和54年から市道小出線の道路側溝に放出する水路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第49号、黒川です。

登記地目が田の土地2筆、6.9㎡については、平成5年から田直し工事をした際に水田の一部となった水路・道路の代替地として水路・道路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお

事務局

諮りするものです。

議案第50号、秋穂東です。

登記地目が畑の土地1筆、1,732㎡については、昭和60年から管理できなくなり、荒廃し山林となり現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第51号、阿知須です。

登記地目が畑の土地1筆、1,093㎡については、戦後間もなく耕作を放棄され、荒廃し現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第52号、徳地八坂です。

登記地目が畑の土地1筆、180㎡については、20年前頃から庭として使用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第53号、阿東徳佐中です。

登記地目が畑の土地1筆、654㎡については、昭和51年6月15日に納屋が建築され、納屋の敷地として宅地利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました
が、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

C委員

1つお聞きしたいのですが、議案第47号ですが、見えるところに境界線があるのでしょうか、多分。「●●●●-●と一体として」と書いてあるので、●●さんというところと点々となっているところに線があるのでしょうか。全景写真の①の●●●●-●というのが水路という認識で、こちら側のアスファルトかコンクリートのようものが張ってあるところは●●●●-●というような認識でいいのでしょうか。

事務局

事務局から説明させていただきます。

地図を見ていただくよりお写真を見ていただく方が分かりやすいと思います。全景①の写真の、点線で囲まれた部分が●●●●－●で、その手前の通路のようになっている部分が●●●●－●です。その通路の一部になっているかたちになります。その通路と●●さんの御自宅の敷地が一体化して、全体として宅地利用されているということです。

C 委員

ありがとうございました。

議長

他にはございませんか。

それでは特にないようですので、議案第46号から議案第53号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、現況証明につきましては全て発行することといたします。

それでは次に、議案第54号、山口市農地利用最適化推進委員の辞任について審議します。35ページを御覧ください。

このたび、阿東生雲中3068番地1 中野則生(なかののりお)推進委員より、辞任届が提出されました。経緯等について事務局より説明させます。

事務局

農業委員会等に関する法律第23条の規定により推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができるとなっております。辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い一般の良識にもとづいて判断するとなっております。

中野委員の辞任理由は、病気治療、療養中により、推進委員としての業務遂行に支障をきたすためでございます。

内容を御確認の上、中野推進委員の辞職についてお諮りするものです。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第54号に「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、中野推進委員の辞任は認められました。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。4月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

以上、令和元年度第2回山口市農業委員会総会議事録である。

令和元年5月21日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長

署名委員

署名委員

記 録 者